

松野尾小学校 学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちがお互いに認め合い支え合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築しそれぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向け、いじめ防止に向けた対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

(1) 教職員の姿勢

すべての子どもがかげがえのない存在であることから、子ども一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が、児童、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

(2) いじめの防止

- ・子ども一人一人の成長を促す指導に力点を置き、新潟市の生徒指導リーフレット「子ども一人一人の成長を促すために」及びいじめ対応リーフレット「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」をもとに、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- ・多面的な児童生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての児童に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自立性と社会性をはぐくみ、精神的、社会的な自立を目指す。
- ・わかる授業・できる授業、一人一人を大切にし、生かす教育活動により学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。

(3) いじめの早期発見

- ・児童をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりすることを通して、児童との信頼関係を築く。
- ・いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権感覚を育成する。

- ・児童の話をていねいに聴き取り，児童と一緒に考え，安心感をもたせる。
- ・日常の観察，こまめな記録の積み重ね，アンケート等の活用，教育相談体制の充実等により，いじめの早期発見に努める。
- ・全職員で児童の様子を見取り，情報を収集，整理して共有し，組織的な対応に努める。
- ・インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また，地域から情報が得られるような体制を構築し，いじめの早期発見に役立てる。

(4) いじめへの対処

- ・いじめを認知したら，特定の教職員で抱え込むことなく，速やかに組織で対応する。その場合には，解決に向けた手順と方針を決定し，共通理解を図るとともに，多方面から情報を収集，整理し，全体像を把握する。
- ・いじめられた児童に対しては，心のケアに努める。また，保護者に対して経過や今後の方針をていねいに説明する。
- ・いじめた児童に対しては，安易や謝罪で終わらせず，相手の心の痛みを理解させ，今後の生活の仕方を自己決定させる。また，本人の不安定要因への対処を行い，必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- ・周囲の児童に対しては，自分たちのこととして問題をとらえ，いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気がもてるようにする。
- ・校内の組織や教職員だけでなく，保護者の理解，協力を得ながら取り組むとともに，必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

(5) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ・児童が自殺をほのめかすなど，自殺につながる可能性がある場合，「TALK の原則」（Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保）に基づき，「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で，チーム対応により長期のケアを行う。
- ・いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い，関係する児童への対応をていねいに行うなどして，いじめの再発防止に努める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織設置の目的と設置する組織

いじめの防止等の課題に対して、教職員、医師、スクールカウンセラーや社会福祉士などの心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者などの地域人材等が、それぞれの役割や専門性を発揮して、組織的、実効的に解決に向け取り組むことを目的として、「いじめ対策委員会」を設置する。また、中学校区の学校、保護者、地域の代表等地域コミュニティ協議会、青少年育成協議会、民生委員、児童委員、PTAにより「中学校区いじめ防止連絡協議会」を設置し、中学校区全体のいじめ防止に取り組む。

〈いじめ対策委員会の構成〉

校長・教頭・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター

当該学級担任・養護教諭

* 学校評議員（教員経験者） ・ 警察官経験者 ・ 生徒指導カウンセラー ・ 市教育委員会ほか

* 重大事態に該当する場合、構成員となる。

(2) 組織の役割

① いじめ対策委員会の組織について

この組織は、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、

ア いじめの予防に関して

- ・ 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口

イ いじめが発生した場合

- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討などがある。また、いじめの疑いに係わる情報があった場合、緊急会議を開いて、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

② 中学校区いじめ防止連絡協議会について

地域全体で子どもを見守り、いじめの防止等に努めるために、中学校区を単位として、各学校における児童のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係わる取組についての情報交換を年1～2回行い、対応策等の共有を図る。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態について

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、

- 児童が自殺を企図した場合
- 心身に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※）

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握したうえで判断する。

などの状況となったことをいう。

重大事態に係わるいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるよう支援する。具体的には、次のような対応や支援を行う。

- ①学級担任や養護教諭等によって、心情をていねいに傾聴する。
- ②いじめに係わる事実関係を明らかにするため、聴き取りをていねいに行う。
- ③いじめの解決にむけ、当該児童の意向をていねいに聴き取り、望ましい解決方法をともに検討する。
- ④安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- ⑤不安を取り除き、心の安定を確保するために、カウンセラーによる心のケアを行う。
- ⑥医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の受診を勧める。

また、当該児童の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童やその保護者への不信感などを、強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該児童の心身の安定に努めるために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすこ

とを伝える。

○当該児童が受けたいじめに係わる事実や、児童の心身の状況についてていねいに説明する。

○いじめの解決に向けて、保護者の意向をていねいに聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。

○保護者自身が不安を抱いている場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

(2) いじめを行った児童及びその保護者への対応

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係わる事実をていねいに伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。